

貸借対照表

令和7年 3月31日

学校法人 常盤学園
(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	(791,298,262)	(822,669,087)	(△ 31,370,825)
特 定 資 産	(0)	(0)	(0)
有形 固定 資産	(790,590,181)	(821,961,006)	(△ 31,370,825)
土 地	99,981,987	99,981,987	0
建 物	507,368,745	528,539,963	△ 21,171,218
建物 附属 設備	139,141,008	153,001,048	△ 13,860,040
構 築 物	10,440,592	9,593,478	847,114
教育研究用機器備品	16,633,260	18,907,934	△ 2,274,674
管理用機器備品	10,570,933	5,103,137	5,467,796
図 書	4,934,454	4,934,454	0
車 輜	1,519,202	1,899,005	△ 379,803
その他の固定資産	(708,081)	(708,081)	(0)
電 話 加 入 権	638,081	638,081	0
有 価 証 券	10,000	10,000	0
保 証 金	60,000	60,000	0
流動資産	(461,554,281)	(343,346,574)	(118,207,707)
現 金 預 金	312,978,162	283,585,173	29,392,989
未 収 入 金	50,865,988	52,538,988	△ 1,673,000
前 払 金	87,000,000	0	87,000,000
立 替 金	8,717,919	5,230,201	3,487,718
仮 払 金	1,992,212	1,992,212	0
資産の部合計	(1,252,852,543)	(1,166,015,661)	(86,836,882)
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	(199,154,000)	(302,071,000)	(△ 102,917,000)
長 期 借 入 金	199,154,000	302,071,000	△ 102,917,000
流動負債	(212,032,434)	(147,371,419)	(64,661,015)
短 期 借 入 金	145,995,000	66,156,000	79,839,000
未 払 金	3,662,155	2,486,263	1,175,892
前 受 金	51,682,000	62,808,000	△ 11,126,000
預 り 金	10,693,279	15,498,856	△ 4,805,577
仮 受 金	0	422,300	△ 422,300
負債の部合計	(411,186,434)	(449,442,419)	(△ 38,255,985)
純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	(1,405,389,448)	(1,393,269,866)	(12,119,582)
第1号 基本金	1,385,389,448	1,373,269,866	12,119,582
第4号 基本金	20,000,000	20,000,000	0
繰越収支差額	(△ 563,723,339)	(△ 676,696,624)	(112,973,285)
翌年度繰越収支差額	△ 563,723,339	△ 676,696,624	112,973,285
純資産の部合計	(841,666,109)	(716,573,242)	(125,092,867)
負債及び純資産の部合計	(1,252,852,543)	(1,166,015,661)	(86,836,882)

注記 1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金 徴収不能懸念債権については、個別に見積もった徴収不能見込み額を計上することになっている。

退職給与引当金 期末要支給額66,581,072円は、(一社)熊本県専修学校各種学校連合会及び(一社)熊本県私立幼稚園連合会よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等。

特になし。

3. 減価償却額の累計額の合計額

465,668,260円

4. 担保に供されている資産の種類及び額

幼稚園・専修学校の土地・建物 280,900,000円

5. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額:

23,908,454円

6. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

7. その他の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当なし。